

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】令和2年11月19日(2020.11.19)

【公開番号】特開2019-217500(P2019-217500A)

【公開日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-052

【出願番号】特願2019-140403(P2019-140403)

【国際特許分類】

B 01 J	29/70	(2006.01)
B 01 J	29/76	(2006.01)
B 01 D	53/86	(2006.01)
B 01 D	53/94	(2006.01)
F 01 N	3/28	(2006.01)
F 01 N	3/022	(2006.01)
F 01 N	3/035	(2006.01)

【F I】

B 01 J	29/70	Z A B A
B 01 J	29/76	A
B 01 D	53/86	2 2 2
B 01 D	53/86	2 2 8
B 01 D	53/94	2 2 2
B 01 D	53/94	2 2 8
F 01 N	3/28	Q
F 01 N	3/022	C
F 01 N	3/035	A

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年9月25日(2020.9.25)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a. A E I 構造を有し、20から30のシリカ対アルミナのモル比を有し、0.1から1.5 μmの平均結晶サイズを有し、ハロゲンを含まないアルミニシリケートモレキュラーシーブ、モレキュラーシーブ材料の全重量に基づいて1から5重量パーセントの助触媒金属、並びにアルミナ、シリカ、非ゼオライトのシリカアルミナ、チタニア、ジルコニア、及びセリアから選択される成分を含む結合剤を含む、触媒組成物、並びに

b. 触媒組成物が、その上及び/又はその中に配置されているパーティキュレートフィルター

を含む、排気ガスを処理するための触媒物品。

【請求項2】

結合剤がアルミナを含む、請求項1に記載の触媒物品。

【請求項3】

助触媒金属が銅及び鉄から選択される、請求項2に記載の触媒物品。

【請求項4】

アルミナがガンマアルミナ及び/又はシータアルミナである、請求項2に記載の触媒物

品。

【請求項 5】

結合剤がアルミナからなる、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 6】

フィルターがウォールフロー型フィルターである、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 7】

触媒組成物がフィルター上又はフィルター内のコーティングである、請求項 6 に記載の触媒物品。

【請求項 8】

コーティングが、フィルター上の表面コーティング、フィルターの表面に浸透するコーティング、又はそれらの組み合わせを含む、請求項 7 に記載の触媒物品。

【請求項 9】

コーティングがフィルター上の表面コーティングを含む、請求項 8 に記載の触媒物品。

【請求項 10】

コーティングがフィルターの入口側にある、請求項 9 に記載の触媒物品。

【請求項 11】

フィルターが、フィルターの出口側に配置されたアンモニア酸化触媒を更に含む、請求項 10 に記載の触媒物品。

【請求項 12】

フィルターが 40 から 75 % の空隙率を有する、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 13】

フィルターが少なくとも 70 % の効率を有する、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 14】

フィルターが少なくとも 30 % の細孔の相互接続容量を有する、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 15】

フィルターが 10 から 40 μm の平均孔径を有する、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 16】

触媒がウォッシュコートであり、ウォッシュコートが 92000 から 150000 g / m^3 の濃度でフィルター上に存在する、請求項 2 に記載の触媒物品。

【請求項 17】

A E I 骨格を有する前記モレキュラーシーブが、0.1 から 10 μm の平均結晶サイズを有する、請求項 1 に記載の触媒物品。

【請求項 18】

前記平均結晶サイズが、0.5 から 5 μm である、請求項 17 に記載の触媒物品。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0038

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0038】

ウォッシュコートは、また、アルミナ、シリカ、非ゼオライトのシリカアルミナ、チタニア、ジルコニア、セリアのうちの一又は複数を含んだ、充填剤、結合剤、安定剤、レオロジー重合調整剤、及び他の添加物等の非触媒成分を含み得る。特定の実施態様では、触媒成分は、グラファイト、セルロース、デンプン、ポリアクリル酸塩、及びポリエチレン等の細孔形成剤を含み得る。これらの付加的な成分は、必ずしも望ましい反応を触媒しないが、代わりに、例えば、その作動温度範囲を増大すること、触媒の接触表面領域を増大すること、基材に対する触媒の付着性を増大すること等によって、触媒材料の効率を改良する。好適な実施態様では、ウォッシュコートローディングは、0.3 g / in^3 より大

きく、例えば、 1.2 g / in^3 より大きく、 1.5 g / in^3 より大きく、 1.7 g / in^3 より大きく、又は 2.00 g / in^3 より大きく、かつ好ましくは、 3.5 g / in^3 より小さく、例えば、 2.5 g / in^3 より小さい。特定の実施態様では、ウォッシュユコートは、約 0.8 から 1.0 g / in^3 、 1.0 から 1.5 g / in^3 、又は 1.5 から 2.5 g / in^3 の担持で、基材に塗布される。